

環境大臣 原田 義昭 殿

パルシステム生活協同組合連合会
代表理事 理事長 石田敦史

除去土壌の再生利用方針の再考を求める意見

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。

私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。

除染により取り除かれる土壌は2,200万 m^3 にのぼると予想され、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するとされていますが、最終処分実現の見通しはいまだに立っていません。最終処分量削減のために放射能濃度の低い除去土壌を公共事業等で再生利用する検討が進められていますが、広く国民に開かれた議論のもとでの合意形成は全く不十分だと考えます。復興の名のもとに進められる事業が、不安や社会的分断を増大させ、風評や偏見を助長することは決してあってはなりません。

私たちは原発事故により被害を受けたすべての人々の価値観や選択が尊重され、くらしと地域が再生することを切に願います。現行の再生利用に関する方針に強い懸念を表明し再考を求めるとともに、このような事態を二度と招くことがないように、原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を強く求めます。

1. 前提として、被災地域はもとより全国民に情報を公開し合意形成を徹底すべきです。

放射性物質に汚染された除去土壌は誰にとっても歓迎できないものであり、その保管や処分にあって特定の地域や人に負担や苦しみを強いることは許されません。被災地域はもとより全国民に対してあらゆる情報を公開し、誰もが納得できる合意形成を徹底すべきです。

2. 一般市民の生活空間に使用するべきではありません。

放射性物質のリスクに対する価値判断は生活者の中でも多様であり、この違いは原発事故以降、多くの地域や家庭で分断をもたらしてきました。ひとたび取り除いた放射性物質を含む除去土壌を再び生活空間に戻すことは、たとえ想定される追加被ばく線量が十分に低いとしても、不安や分断をもたらし地域社会に深刻な損害を与えかねません。それゆえ仮に「社会全体の便益」を考えたとしても、放射線防護上の「正当化の原則」(ICRP Pub. 103)を満たすとは到底みなせず、許容されるものではありません。

3. 原子炉等規制法と放射性物質汚染対処特措法の整合を早期に図るべきです。

原子炉等規制法においては、追加被ばく線量0.01mSv/年に相当する放射性物質濃度(クリアランスレベル:セシウムの場合100Bq/kg)を上回る原子力施設廃棄物は低レベル放射性廃棄物として厳重に管理された施設での処分を求められています。これに対し、放射性物質汚染対処特措法では8,000Bq/kg以下の廃棄物について通常の管理型処分場での埋め立てを可能とするなど、ある放射性物質濃度に対して要求される管理水準が大きく異なっています。十分に予防的な放射線防護と社会的公平性の観点を踏まえてこれら制度間の矛盾を早期に解消するべきです。特に、クリアランスレベルを超える廃棄物や除去土壌を処分する際は、国の責任により放射性物質濃度がクリアランスレベルに低下するまで厳重に管理し、併せて空間線量率や浸出水のモニタリング及び情報公開を徹底してください。

以上